

令和7年度補正予算 PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業 (二次公募) 公募要領 (共通事項)

1. 実証事業の目的

PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）のうち、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）において廃絶等の対象とされており、国内においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき製造・輸入等が原則禁止されるとともに、公共用水域・地下水における指針値及び水道水質基準が定められている。

国内外で様々なPFOS等の濃度低減のための対策技術が提案され始めているが、国内における対策の実施例は限られている。

このため、濃度低減のための効果的な対策技術に関する知見を充実させることを目的として、PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業を実施する。

2. 実施体制

選定された事業者は、環境省との委託契約を締結したうえで実証試験を遂行する。

なお、本実証事業においては、有識者から構成される実証事業運営会議の運営や実証事業全体の実施支援等を行う運営事務局を設置している。

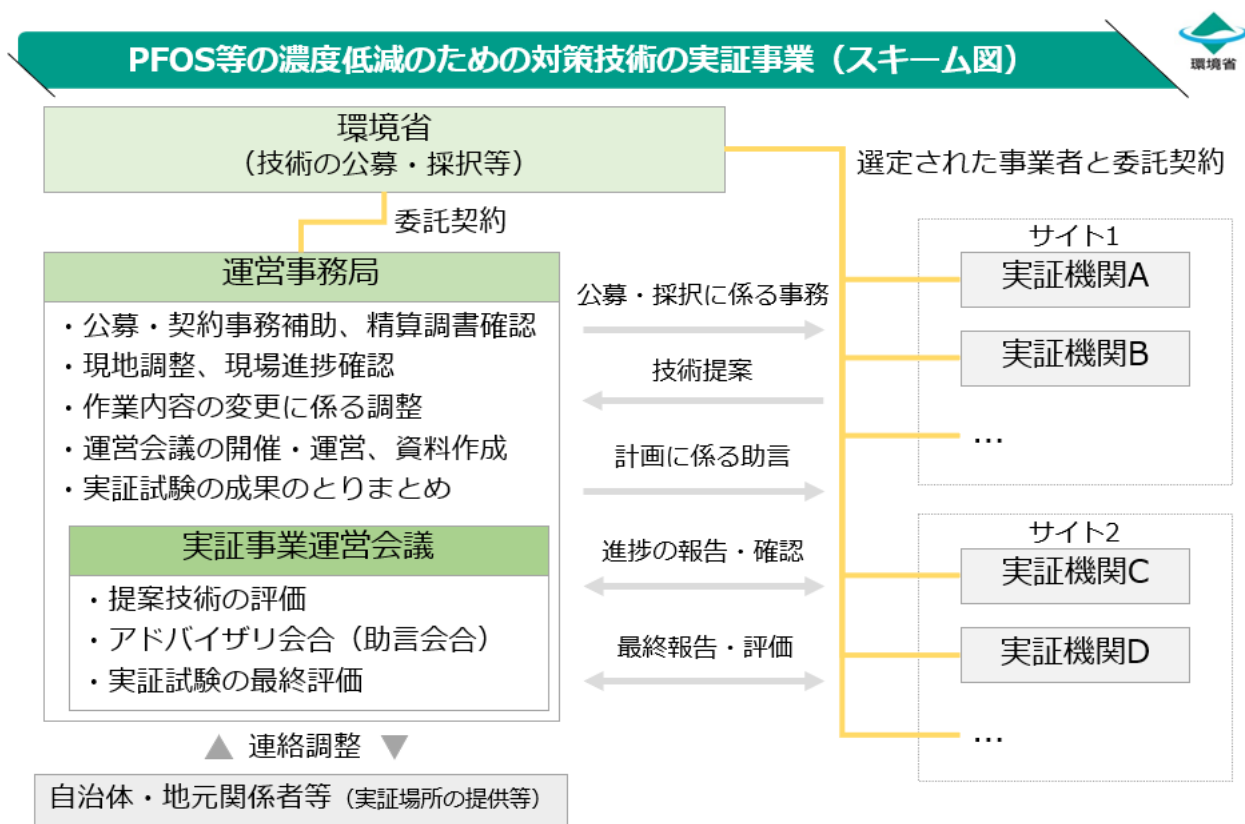


図 実証事業スキーム図

3. 提案者の要件

3-1. 実施体制

実証試験を自ら実施するために必要な体制（実証試験設備を保有していること又はその利用が確保されていること等）を有している者（日本の法人格を有すること。）からの提案を受け付ける。提案内容のうち提案者が直接行うことのできない部分については、実証試験の一部を分担する他機関等を再委託先として実施体制に組み込むことは可能である。

また、今回公募を行う【土1】の実証試験の実施に当たっては、実施体制に汚染土壌の取扱い（飛散等の防止措置等）に関する知見や能力を有する者を含めること（※本公募では、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）第二十二条に基づく汚染土壌処理業者（許可を受けた施設や特定有害物質の種類は問わない。）又は土対法第三条に基づく指定調査機関に該当する者であることをもって当該知見や能力を有する者とする。なお、本実証事業において土対法に基づく対応が想定されているものではない。）

3-2. 契約締結までに満たすべき要件

契約を締結するまでに以下の①～⑥の要件をすべて満たすことが必要である。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④ 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（「調査・研究」に限る。）の競争参加資格を取得している、もしくは契約締結までに取得予定である者であること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatu.joho/resources/app/html/shikaku.html>

- ⑤ 国又は独立行政法人等の調査費等により、同種の実証試験を同時に行っていないこと。
- ⑥ 本実証事業の運営事務に関与するもの、またはこれらの者と資本面または人事面において関連があるものでないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の20以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本実証事業の運営事務に関与する者は、以下のとおりである。

- ・応用地質株式会社（東京都千代田区神田美土代町7）
- ・日本エヌ・ユー・エス株式会社（東京都新宿区西新宿7-5-25）

3-3. 統括責任者等の特定

実証試験を円滑に行うため、以下の要件に適合する統括責任者及び管理技術者を特定すること。

① 統括責任者

資金的・人的な資源配分を含めた実証試験の実施に総括的な責任を負うことのできる者とする。なお、管理技術者による兼務は可能である。

② 管理技術者

実証試験全体の進行管理等に責任を持ち、対策技術に係る研究分野における十分な実績を有する者であって、日本語により実証試験の内容を説明できる者とする。管理技術者は提案者に所属することを条件とする。

4. 実証試験の期間及び委託費

4-1. 実証試験の期間

原則として、本実証試験の契約期間は、契約締結日から令和9年3月末までとする。

なお、そのうち実証試験の実施期間は、原則として契約締結日から令和9年1月頃までの5か月間程度とする。

4-2. 委託費の規模等

本実証試験に関連する委託目安額は次表のとおりとし、詳細は令和7年度補正予算 PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業公募要領（【土1】特記事項）に記載する。

表 公募対象となる対策技術及び委託目安額等

公募名	PFOS等の濃度低減のための対策技術の公募【土1】
公募対象となる対策技術	土壌中のPFOS・PFOA濃度を低減させる技術
委託目安額※	現地以外での実証試験 ：1件当たり税込上限7,000万円（若干件数採択予定）

※実際に委託契約を行う金額は、6-1.に記載のとおり採択後の契約前に実証試験実施計画を精査した上で所要額を決定するが、採択される技術の数等により提案の段階で環境省・運営事務局から処理数量・実証試験実施計画等に関する協議を求める場合がある。

4-3. 委託費の範囲

実証試験の事業費として、以下の項目を計上できる。なお、詳細は「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針（https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html）」を参照すること。また、令和7年度補正予算 PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業（二次公募）公募要領（【土1】特記事項）に記載がある場合を除き、原則として、実証試験終了後の原状回復（廃棄処分を含む。）までの費用を含めるものとし、委託契約による事務・事業等の実施に係る経費の計上は、契約締結日以降に発生（発注）したもの、かつ業務期間中に終了（支払）したものなど当該業務の目的に合致し、業務に使用された経費（業務に要した経費）に相当する額とする。

4-3-1. 人件費

実証試験に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与等について計上できる。

4-3-2. 業務費

実証試験の業務費として、以下の費目について計上できる。

① 旅費

当該実証試験に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費等の経費を

計上できる。

② 諸謝金

当該実証試験に直接必要な検討会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬、執筆料等を計上できる。なお、実証事業運営会議の委員に対する謝金は運営事務局が負担するため、計上する必要はない。

③ 会議費

当該実証試験に直接必要な会議等の開催に伴う会場借料、機材借料、飲料費等を計上できる。

④ 備品費

備品費は、当該実証試験に直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費を計上できるが、原則として取得した物品は 8-2. に記載のとおり環境省に帰属し、当該委託業務の実施のみに使用することとなるため、提案者の所有する備品等と混同することの無いように注意し管理すること。なお、原則備品費ではなく、借料及び損料等での計上を検討すること。

⑤ 借料及び損料

借料及び損料には、当該実証試験に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該実証試験を実施するに当たり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上できる。

なお、提案者の事務所の家賃や共用部分等の当該実証試験のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上できない。

⑥ 賃金

当該実証試験を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金を計上できる。

⑦ 消耗品費

当該実証試験に直接必要な物品であって、備品費に属さないもの（消耗品は 20 万円未満の物品であるか、又は 20 万円以上であっても比較的長期（おおむね 2 年）の反覆使用に耐えない物品、比較的長期の反覆使用に耐えるが比較的破損しやすい物品及び 2 年を限度としてその用を足さなくなる物品をいう。）に係る経費を計上できる。

⑧ 通信運搬費

当該実証試験に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上できる。

なお、通信運搬費として計上できる経費は当該実証試験に直接必要であることを証明することができるものとする。提案者が当該実証試験以外にも使用している電話等の料金については一般管理費に含むこととし、通信運搬費として計上できない。

⑨ 印刷製本費

当該実証試験に直接必要なパンフレットや会議資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上できる。

⑩ 雑役務費

当該実証試験の主たる部分の実施に付随して必要となる諸調査・施工に係る経費（当該実証試験に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）を計上できる。

ただし、契約案件（変更契約含む。）1件当たりの見積金額（契約見込額）（税込）が、予算決算及び会計令第99条に基づき随意契約ができる金額の範囲内のものを雑役務費とし、範囲を超える場合には、下記⑪の外注費に計上する。

⑪ 外注費

当該実証試験を行うために必要な調査・施工のうち、提案者が直接行うことのできない調査・施工を他者へ委託して行わせるために必要な経費を計上できる。

※原則として、人件費、業務費および一般管理費の合計額の1/2未満とするが、やむを得ない事情により1/2を超過する恐れがある場合は、環境省・運営事務局へ申し出のうえ協議すること。

※実施にあたっては原則、事前に再委託等承諾申請書により再委託等の承認を得る必要がある。

4-3-3. 一般管理費

当該実証試験を行うために必要な経費のうち、当該実証試験に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費である。役職員の手当や管理部門等の管理費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で当該実証試験に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上できる。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{業務費} - \text{外注費}) \times \text{一般管理费率}^{\ast}$$

※一般管理费率については、提案者の内部規程等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を使用することを原則とするが、提案者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%）を使用することとし、その比率内の経費を計上するものとする。

4-4. 委託費の精算

委託期間内に実証試験の成果報告書（最終報告書）を提出の上、委託費の額の確定に係る精算報告書を環境省・運営事務局に提出し、委託費の額の確定に係る検査を受けるものとする。なお、環境省・運営事務局の要求に応じて精算報告書の中間報告を行うこと。

提案者より上記報告書の提出を受けた後、環境省・運営事務局が書類検査及び必要に応じて行う現地検査を行い、環境省・運営事務局が実証試験の成果が本実証事業の採択決定の内容に適合すると認めた場合に、支払うべき委託契約金額を確定し、環境省・運営事務局から統括責任者に通知する。

5. 実証試験対象技術の選定方法

環境省・運営事務局により設けられた学識経験者からなる PFOS 等の濃度低減のための対策技術に関する実証事業運営会議（以下、「有識者検討会」という。）において提案内容の評価を行い、実証試験の対象技術を選定する。

5-1. 提案内容の評価

評価の手順は以下のとおりである。

① 有識者検討会による書面審査（一次審査）

有識者検討会において提案書の内容の評価を行い、面接審査に適した対策技術を選定する。

② 有識者検討会による面接審査（二次審査）

提案書の内容に加え、有識者検討会において提案者から対策技術の内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえて二次審査を行い、これらの評価結果を基に実証試験の対象技術を選定する。

5-2. 評価項目及び評価基準

次頁に示す評価項目及び評価基準をもとに評価を行うものとする。なお、提案書には、以下についての内容を明記すること。

- ・提案者が開発、保有、又は共同開発する技術であること。なお、技術の組合せに独自性のあるものも認める。
- ・技術の原理が科学的に妥当であること（例：論文、対外発表等）。
- ・事前の検討試験データ（模擬試料又は実試料を用いた試験）があり提案書で提示可能なこと（「現地での実証試験」の提案の場合は提案者が自ら実施したデータであること。）。
- ・特許等知的財産に係る場合も、原理や処理プロセスについて説明可能であること。
- ・技術の組合せ（例：分離×分解）等、実装に向けたシステム全体について示されていること。
- ・過年度事業（令和6年度補正予算における「PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業」）における実証技術と同様・類似の技術を提案する場合には、過年度採択された技術との違い、新たに検討・実証すべき課題等を明確にし、新規性のある提案であることを示すこと。（参照：https://www.env.go.jp/press/press_00270.html、<https://www.env.go.jp/content/000404180.pdf>）
- ・実証試験に係る分析試験の信頼性確保・精度管理の体制があること。（参照：「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」平成22年7月環境省https://www.env.go.jp/air/tech/seidokanri/report/pdf/itaku_manual.pdf）

表 評価項目及び評価基準 (1 / 2)

分類	視点	評価項目		評価基準	
				現地での実証試験	現地以外での実証試験
技術評価	1. 有効性	有効性	PFOS等の処理に伴う副生成物・共存物を含めた物質フロー（反応経路及び排出経路）が把握され、確実に濃度の低減及び副生成物・共存物の対策が可能であるか	今回の公募（二次公募）では対象外	◎
		実現可能性	各サイトの特徴に合った実現可能性を考慮した対策技術を提案しているか（技術の組合せ、システム化等）		—
	2. 新規性・将来性	新規性	国内では未評価であり、新規性がある技術であるか		○
		将来性	他の化学物質の処理において既に実用化されているなど、技術的な課題に対応できており、国内での早期の活用が期待できるか		○
	3. 経済効率性	経済性	他の類似または同種技術に比べ、イニシャル・ランニングコスト含め総合的なコスト削減が見込まれるか (注：実証試験そのものにかかる費用ではなく導入・運用時のコスト)		◎
		その他の効率性	他の類似または同種技術に比べ、時間的効率性、現場での施工性などの効率性な実装が期待できるか		—
	4. 環境保全	減環境(短期)負荷低	他の類似または同種技術に比べ、周辺地域への短期的な環境影響が少なく、また事故災害時を含め安全性が高いか（使用薬剤、使用設備等）		○
		減環境(長期)負荷低	他の類似または同種技術に比べ、社会的、長期的な環境負荷が低い（廃棄物発生量、CO2排出量等）		○

凡例) ◎ : 加点して評価する項目 ○ : 評価する項目 — : 評価しない項目

表 評価項目及び評価基準（2 / 2）

分類	視点	評価項目		評価基準 (共通)
事業計画	1. 計画性	計画が適切か	実証試験計画の工程や進捗管理方法が、実証事業の目標達成に向けて具体的かつ適切なものとなっているか	○
	2. 能力	必要な資格及び実績があるか	高度な実証を行うにふさわしい実績があるか	○
	3. 体制	体制が妥当か	実証試験を実施するに当たり必要な体制となっているか	○
	4. 予算計画	予算計画が適切か	予算計画及び根拠が明確であり、過剰な設定となっていないか	○

凡例) ◎ : 加点して評価する項目 ○ : 評価する項目 — : 評価しない項目

5-3. 実証試験の対象技術の決定通知

評価の結果については、不採択の場合も含めて、環境省・運営事務局から提案者へ書面にて知らせる。

5-4. 有識者検討会委員の公表

評価の透明性及び公平性を高めるため、評価を実施する有識者検討会の委員名簿を、実証試験の選定結果の公表に併せて公表する。

6. 実証試験の実施

6-1. 委託契約の締結

委託費は、当該契約締結以後に発生する実証試験に使用することができる。

なお、採択にあたっては、評価結果や委員の意見等を考慮して、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合がある。契約金額については、採択後の契約前に実証試験実施計画を精査した上で所要額を決定するため、必ずしも提案金額とは一致しない。

6-2. 実証試験に係る分析試験

対策効果の確認等評価に必要な分析試験を含めて、実証試験を進める上で必要なものについては自ら調査することとする。なお、分析試験について、提案者が直接行うことのできない場合、他機関に再委託することは可能である。他機関に再委託する場合には、予めその旨を提案書に記載するとともに、事前に環境省に再委託に係る申請書等を提出し、書面による承諾を得ること。

PFOS・PFOAの分析は、環境省が示す次表の手法に基づき実施することを基本とするが、他の手法により実施する場合はその旨を実証試験実施計画に記載すること。いずれの手法を用いる場合においても精度管理を自ら徹底するほか、分析時の記録を保管し、運営事務局が要求した場合は精度管理に関する記録を提供できるようにすること。PFOS・PFOA以外の分析を行う場合は、実証試験実施計画に記載し、採択後に運営事務局へその手法について確認を受けること。

5-2. 評価項目及び評価基準 1. 有効性「PFOS等の処理に伴う副生成物・共存物を含めた物質フロー（反応経路及び排出経路）が把握され、確実に濃度の低減及び副生成物・共存物の対策が可能であるか」を評価するための分析項目及び分析手法についても実証試験実施計画に記載すること。なお、定量下限値については実証試験として必要な水準（例えば5 ng/L）を実証試験実施計画において定めることとし、各分析法で定める目標定量下限を必ずしも満たさなくとも良い。

また、運営事務局等が実証試験の妥当性を評価するために行う分析を実施する場合には協力すること。

表 PFOS等の分析手法

対象試料	分析項目	分析手法	関連告示等（例）
土壌	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）	溶出量試験：環境庁告示第46号に基づき、風乾及びふるいがけ後、溶出検液を作成する。一定量分取してサロゲートを添加後、固相抽出を行い、高速液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計（LC-MS/MS）を用いて分析する。	溶出量試験：土壌中のPFOS、PFOA及びPFHxSに係る暫定測定方法
水	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）	固相抽出後、高速液体クロマトグラフ質量分析計（LC/MS）又はLC-MS/MSを用いて分析する。	環水大水発第2005281号/環水大土発第2005282号

※水試料の分析を行う場合、上記の水試料の分析手法は河川等の環境水を対象とした手法であるため、有機物や塩類濃度が異なる。必要に応じて追加の前処理を行い、回収率の確保に留意すること。直鎖体の他に分岐異性体を可能な限り分離し、区別して分析すること。

※対策技術の効果の評価等に当たり、土壌中のPFOS・PFOAの含有量試験を行う場合には、「土壌中のPFOS、PFOA及びPFHxSに係る暫定測定方法」（環境省）に示す含有量試験の手法に基づき実施することを基本とするが、他の手法により実施する場合はその旨を実証試験実施計画に記載すること。

6-3. 中間評価及び最終評価

実証試験の中間時、有識者検討会においてその時点までの実証試験の進捗について報告を行い、中間評価を受けるものとする。また、実証試験終了時、実証試験の成果をとりまとめた最終報告書（案）を作成の上、有識者検討会において最終評価を受けるものとする。

中間評価は、実証の進捗及び中途の成果が分かるように事業者より行うものとし、報告内容によっては、計画の修正や事業経費の縮小、事業の中止を求めることがある。

6-4. 原状回復

実証試験終了後、提案者で設置した実証設備については原則すべて搬出撤去のうえ原状回復（廃棄処分を含む。）まで行うものとし、その費用も事業費に計上すること。ただし、原状回復に際して、必要に応じて提案者は環境省及び運営事務局との協議に応じること。

6-5. 環境省及び運営事務局の協議

そのほか、実証試験の実施に関する計画・実施状況等について、環境省及び運営事務局から協議や現地視察を行う場合がある。提案者は当該協議及び資料提出の求めに対して、期日を守ると共に誠実に対応すること。

7. 実証試験の進捗及び成果報告の提出

7-1. 実証試験の進捗報告（月次報告）

運営事務局に対して実証試験の進捗状況を報告するための月次報告書を提出（月1回程度）するものとする。

7-2. 実証試験の成果報告

実証試験成果をとりまとめた最終報告書（案）は、令和9年1月29日（金）（予定）までに運営事務局に提出するものとする。

8. 実証試験の成果の取扱い

8-1. 成果の公表

環境省は、本実証事業による実証試験の成果を積極的に公開し、その普及活動に努めるものとする。ただし、公開により提案者の利益を損なう独自技術等の内容については、提案者と調整のうえ公開する。また、提案者は、自ら成果の公開、普及に努めるとともに、必要に応じて環境省に協力するものとする。

提案者が実証試験の内容や成果を公表する場合は、事前に環境省及び運営事務局に連絡して確認を受けるとともに、本実証事業を活用している旨を公表する文書に明記するものとする。

8-2. 物品の取り扱い

本実証事業において取得した物品の取扱いは、原則として環境省に帰属するものとし、詳細

は「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」によるものとする。

8-3. 知的財産権の帰属

本実証事業の成果は原則として環境省に帰属するが、委託契約に基づき、産業技術力強化法第17条に掲げられた事項を提案者が遵守すること等を条件として、特許権等を提案者へ帰属させることができる。

9. 提案の手続案内

9-1. 質問書の提出

公募内容に疑義がある場合は、以下のとおり質問書を 12. の提出先まで提出すること。

① 提出期限：令和8年6月19日（金）17時

② 提出方法：質問書（様式9）を電子メールにて提出

注：所定の形式や手段によらない問合せ（質問書によらないメール質問や本提出先以外への連絡先への問合せ）に関しては回答できかねるため、留意すること。

9-2. 提案方法

本実証事業に参加を希望する者は、以下の書類を 12. の提出先まで提出すること。

① 提案技術についての資料

別紙提案様式の各項目（記入枠を適宜拡大することは可能）について記入し、メールにて提出すること。なお、様式は作成したファイルを PDF 化せず、Word ファイルで提出すること。

② 提案者に関する資料

提案者の概要等がわかる資料（様式自由）を PDF 化して提出すること。

③ その他関連資料

①及び②については、企業秘密を含む情報は別冊にし、PDF 化して提出すること。

9-3. 提案の締切

令和8年7月3日（金）17時 必着

（電子メールでの提出）

9-4. 提案の修正等

9-3. に定める提案の受領後、環境省・運営事務局から提案の修正について協議を求める場合がある。当該協議について、提案者は誠実に応じること。

10. スケジュール

令和8年6月11日(木)	公募の開始
令和8年6月19日(金)	質問書の締切
令和8年7月3日(金)	公募の締切(厳守)
令和8年7月中旬頃	一次審査(書面審査)
令和8年7月下旬頃	二次審査(面接審査)・採択技術の決定・結果の通知
令和8年8月上旬頃	採択後の計画修正協議
令和8年8月下旬頃～	契約締結後、試料提供、実証試験開始
令和8年10月頃	対策技術の評価(中間評価)
令和9年1月29日(金)	最終報告書(案)の締切(厳守)
令和9年2月頃	対策技術の評価(最終評価)
令和9年3月末	最終報告書の確定、契約終了(予定)

11. その他の留意事項

- ① 特許に関する調整事項がある場合は、提案の前に調整を済ませること。
- ② 実証試験の実施に際し、機器の故障、破損等の損害、事故等が発生した場合や、第三者との間に係争が生じた場合等において、環境省・運営事務局は一切の責任を負わないものとする。
- ③ 対策技術の実証試験の選定等に当たり、追加で資料の提出を依頼することがある。
- ④ 本説明書及び特記説明書に記載のない事項については、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」によることを原則とし、環境省・運営事務局と別途協議のうえ決定すること。
- ⑤ 虚偽の応募に対する措置として、応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがある。
- ⑥ 経費の適正な管理について各提案者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各提案者等は経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めるものとする。

12. 質問書、提案書等の提出先

環境省 水・大気環境局 環境管理課 有機フッ素化合物対策室
E-mail : PFAS01@env.go.jp (注：01=数字のゼロ・イチ)

※連絡等は環境省のほか、運営事務局である応用地質株式会社及び日本エヌ・ユー・エス株式会社から行う。